

第五回國会 地方行政委員会議録 第二十二号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員
委員長

中島 守利君
理研川西
清君
理研川本
木治君

理研會家 喜六君
河原伊三郎君
足鹿 覚君
千葉 三郎君
田中 豊君
小平 忠君
生田 和平君
大泉 寛三君
大内 一郎君
野村喜太郎君
龍野喜一郎君
谷口善太郎君
井出一大郎君

○川西委員長代理 これより会議を開きます。
委員長が都合により出席できかねますので、指名により委員長の職務を代行いたします。

日程を変更いたしまして、去る五月十一日、本委員会に付託されました道路交通取締法の一部を改正する法律案、内閣提出第一九七号を議題として、まず政府より提案理由の説明を聽取いたします。樋貝國務大臣。

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法(昭和二十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側によらなければならぬ。

第三條を次のように改めること。

歩道と車道の区別のある道路に

おいては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。

第四條第一項中「難列その他の行列」の下に、及び他の歩行者の通行を妨害する國のある者で、命令で定めるもの」を加える。

本日の会議に付した事件

古物営業取締法案(内閣提出第一六三号)

地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一七六号)

に「又は動道車」を加え、同條第三項(内閣提出第一七九号)

地方税法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九七号)

第八條第一項中「法令に定められ

た速度の範囲内で、」を削る。

第九條第一項を次のように改め

自動車は、公安部委員会の運転免

許を受けた者でなければ、これを

運転してはならない。

第九條第二項を第四項とし、以下

順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次

に次の二項を加える。

前項の規定による運転免許は、

自動車運転者試験に合格した者に

対し、運転免許証を交付して、こ

れを行う。

自動車の運転者は、運転中、運

轉免許証を携帯していないければな

らない。

第十二條に次の二項を加える。

公安部委員会は、危険防止及びそ

の他の交通の安全のために特に必

要があると認めるときは、区域を

限り、併進、後退又は轉回につい

て、必要な制限を定めることができる。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければなら

ない。

自動車は、右折しようとするとき

は、あらかじめその前から、で

きは、あらかじめその前から、で

きは、あらかじめその前から、で

きは、あらかじめその前から、で

きは、あらかじめその前から、で

点の中心の直近の外側を徐行して回らなければならない。

自動車以外の車馬が、交通整理の

行わされていない交差点に異なった

方向から同時に入ろうとする場合

においては、右方のものは、左方

のものに進路を譲らなければなら

ない。

第十八條第二項を次のよう改め

る。

公安部委員会は、交差点の状況に

より特に必要があると認めるとき

は、前項の規定にかかるらず、常

に一時停車すべき場所を定めるこ

とができる。

第十八條の次に次の二條を加え

る。

三 緊急自動車以外の自動車

同條第二項中「前項」を「前二項」

に、同條第三項中「緊急自動車」を

「第一項に定める通行の順位による

通行の区分」進路を譲る方法その他

必要な事項及び緊急自動車に改め、

同條第二項を第三項とし、同條第三

項を第四項とし、同條第一項の次に

次の二項を加える。

前項第三号の自動車相互の間の

通行についての順位は、第十條第

一項に規定する命令で定める最高

速度の順序による。

第十七條を次のよう改める。

整理事務の行われていない交差点に入

るうとするときは、第十六條第三

項の規定にかかるらず、他の道路

から既に交差点に入っている車馬

又は軌道車の進行を妨げてはなら

ない。

順位の同じ車馬が、交通整理の

行わされていない交差点に異なる

方向から同時に入ろうとする場合

においては、右方のものは、左方

のものに進路を譲らなければなら

ない。

前項但書の場合においては、直

進し、又は左折しようとする車馬又

は軌道車の進行している地点下速

度、進行の方向等から安全に通行

しえばならない。但し、直進

し、又は左折しようとする車馬又

は軌道車の進行している地点下速

最近におきまして、自動車など高速度交通機関の著しい増加によりまして、道路における交通はとみに混雑の度を増して参つたのであります。これに伴いまして、交通事故発生の危険も著しく増大しているのであります。それによる悲惨な死傷者も日々想像以上に上つてゐるのであります。

現行道路取締法は昭和二十二年十一月に制定され、翌二十三年一月から施行されたものであります。現在の道路上における交通の実情や、交通事故累増の傾向を考えますと、現行法ではこれに対応するにいまだ不十分のうら地から、まず歩行者と車馬との間の事故を防止するために、歩行者は原則として道の右側を通行することとし、歩行者と車馬が道路の同じ側で相対面して通行する方式、いわゆる対面交通を採用することにいたしました。次に交叉点における車馬の交通の円滑をはかるために、自動車の右折を、いわゆる小廻りの方法といたしました。またこれに伴つて、交叉点を横断する歩行者の安全がおびやかされないよう、これを保護する規定、その他車馬相互間の通行の順位に関する規定を整備いたしました。以上の主旨によりましてこの法律案を提出いたした次第であります。何ぞ慎重御審議あらんことを御願いいたします。

○川西委員長代理 これまで質疑に入ります。質疑はこれを許します。川本君。

○川本委員 ただいまの御説明によりますと、第三條の歩行者を右側通行せしめるということに御改正のようあります。ですが、はたして現在の日本の道路の状態から行きまして、これを急にとりえることの方が、むしろ今の大臣の御説明にありますように、事故を防止するという点からいつたら、より多く犠牲者を出すのではないかと思われます。が、まずその点について承りたいと思います。

○鶴見國務大臣 この点はこまかいような大きいような、わがりのいいような悪いような感じがする、どちらともつかぬ議論であつて、実は長い間この点について考えておつたのであります。今日世界の各國ともに対面通行の方法をとつておるそうであります。イギリスにおいても戦時中までは左側を通行しておつたのが、今日は逆の方向を通行させるということになりました。そうで、大体自動車よりも歩行者の方が御承知のことの多いのですから、うしろから行きました場合に引つかれることの方が多い、対面通行の方が自動車の來ることを早くから知つておるものですから、よけて自動事が早く通れる、こういうような傾向になります。で、今お話をごとに、長い間の慣習であつたものですから、その慣習をとりかえるのはよほど厄介なううわけで、この附則はほとんど例のないくらい、十一月の一日前からこれを実行するということになりまして、この通りに十分周知の方法を講じないと思つておりました。御承知のようにこの法案によりますと、人道、車道の区別がないところだけこの方法によりますが、人道、車道の区別のあるところ

は、人は人道の方を通りますから、右を通るか、左を通るかというようなことは、この法律は人道については触れておりませんし、また人道、車道の区別のあるところでも、人については罰則の適用はないことになつております。そういうようなわけで、その点では大分意を用いて、いざれますけれども、だんづ車があるのだから、今のときにこういうふうにすべきかということを考えたのでありますけれども、だんづ車があるのだから、今は左ですけれども、特にどうしてもこれをやらなければなりません。特にどうしてもこれをやらなければなりません。それは左ですけれども、特殊の事情がない限りには、右にすべきかということを考えたのであります。いろいろ御質問ございましょう。そこで、習慣的に右に持つて行くといふことになれば、都会におきまする道路で、日本は車が左を通るようにできています。これは、車が左を通るために、車が左側を通行するから、結局人の方を右にする、やらなければ、あとで事故が起つて見殺しにしなければならぬというわけになります。いろいろ御質問ございましょう。が、今御質問の点はそれだけであります。

○川本委員 今の大臣の御説明によりますと、歩道と車道の区別のあるところは、普通の通行者は左側を行つてもさしつかえないというように規定を御改正になるそうであります。が、むしろこれがかえつて混乱に陥らしめる原因ではないかと思われます。日本人のように、現在の社会秩序の道德観念から行きまして、右を通つても左を通つてむしろそのためめちやくになるということを私どもは考えております。ううした実例は当局の方へは報告が来ておるものですから、よけて自動事が早く通れる、こういうような傾向にならぬで、今お話をごとに、長い間の慣習であつたものですから、その慣習をとりかえるのはよほど厄介なううわけで、この附則はほとんど例のないくらい、十一月の一日前からこれを実行するということになりまして、この通りに十分周知の方法を講じないと思つておりました。御承知のようにこの法案によりますと、人道、車道の区別がないところだけこの方法によりますが、人道、車道の区別のあるところ

がやるとすぐそれをまねをして行くといふことを申し上げたのです。しかし外國でもあるがごとくに慣習で日本では右側を通行させることをならぬというふうなことで、ついでに施行するという事になりました。むしろ私はこの案に対しても、あまり賛成はしかねる。ことさら外國もだんづそういうふうにして行がなあればいけないということは、どうも思つておりました。御承知のようにこの法案によりますと、人道、車道の区別がないところだけこの方法によりますが、人道、車道の区別のあるところ

がやるとすぐそれをまねをして行くといふことを申し上げたのです。しかし外國でもあるがごとくに慣習で日本では右側を通行させることをならぬというふうなことで、ついでに施行するわけではありませんで、これに主眼となつておる対面通行の点も解決した方がよろしくかるうと、いうことで行きました。御承知の通りに、いつ政府が外國でやつておるからと権限をもつておるわけではありませんで、これに政府内におきまして、どうしたものが心配もありましたけれども、このも、結局この方式によることがよろしくあります。

かろう、今においてこの方式をとること

がよろしかろうということで、こうなりましたわけで、ただ外國の模倣をしたというだけの事情ではないのです。そのいろいろの事情を申し上げたいのですけれども、ここでは露骨にそういうことを申し上げかねる事情などあります。

○川本委員 大体大臣の御説明で了解はいたしましたが、先ほど伺いました車道、歩道の区別の場合に、これを左側通行といふことに自由にせずに、同じように右側といふことに規定せられました御意と御自由はお持ちになつておりますか。

○樺山説明員 歩道と車道の区別のあ

ります場合に、歩道の左側を歩く問題につきましては、この法律にはきめておりませんで、現在はこの法律に基づきます道路交取締令といふものによりましてきめどおりです。それによりますと、第八條に歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は道路の右側の歩道を通行することができます。それによれば歩道の左側によらないければならぬ、こういう規定になつております。

現在は左側通行でござりますから、こ

ういうふになつておりますが、今まで右側通行にいたしました場合に、歩車道の区別のある場合におきましては、必ずしもその道路の右側の歩道を歩かなくてもいい、左側を歩いてもさしつかえない、しかしながら左側の歩道を歩きます場合におきましても、道路の右側によりまして歩くようにして行くということです、その点につきましては命令の規定をさように改めまして、すべての場合に歩行者は道路の右側を歩くということを、一様に徹底してやつ

て行きたい

といふ

に考へてお

りま

す。

○川本委員 今御説明によりますと、わかつたようなわからないような感じがいたしますが、右側のうちの左側を通るのだと、左側のうちの右側を通るのだとか、左側のうちの右側を通るのだとかいうような、ややこしいことをいつそやめて、右側ならば右側だけしか通れないということにしておけば、現在の日本人にはだめだと思ふ。このややこしい規定は、取締られる皆さんの方ではなくおわかりにならぬかもしれないけれども、実際の民衆

のよう、現在の日本人ではさほど秩序は保てていないですから、法律を改められる場合に、ただ取締られる方のむずかしい考え方だけをもたない

で、むしろ單純にして、右なら右と一緒にきめてしまつということの方がいい。それを歩行者の場合は左を歩いて

い。それをお考へますから、これは右なら

が右と、すべての法律をはつきりかえ

るというお考へはないのですか。

○樺山説明員 この表現が非常にむず

かしい言葉になつてゐるものですが

、左側通行にいたしました場合に、歩車

道の区別のある場合におきましては、

必ずしもその道路の右側の歩道を歩か

なくていい、左側を歩いてもさしつ

かえない、しかしながら左側の歩道だけを

歩くといふことにいたしますと、実際

上は非常に困るわけございまして、

銀座通りの左側の歩道だけを

歩くといふことにいたしますと、実際

上は火を見るよりも明らかだ。

けれども、私は実際問題としてあまり

感心しないと思うことは、右側を歩く

ことそれ自体が、日本人にして急にそ

れよりも現在のままで、これを今

の側におきまして車が從前の通りに左

側を歩く場合におきましても、左側通

行をして行くというのが現在の状況で

ございます。従いまして今度右側通行

を

考へ

る

事

が、右側を歩くようになりますため

に、車が前方より來るのが自分の目で

見えますし、なお警笛等によりまし

て、音でわかります。従いまして目と耳両方から車の存在を認識することが

できますので、危険防止の点から申

しましては一番合理的でもございま

るし、また実際的であると私どもは

考へる

のでござります。

それから改正の第二の要点は、交叉

点におきまして車が右に曲り、あるい

は左に曲る場合の規定を改正したいと

存じますのは、従来は、一番向うの

図にありますように、車がこちらから

参りまして右に曲ろうといたします場

合には、道路のこの交叉点の範囲がこ

れだけになつておりますが、交叉点の

外側をすつとまわりまして、ここで一

べん待つております。そしてこつち

の交通信号が青になりました場合

に、初めて右に曲るという方法をとつ

ております。それから左に曲ります場

合には、これはこちらの青の信号の場

合に、すつと通り抜けて左に曲る、こ

のは、左に曲ります場合は大体現在と

同じでございますが、右に曲ります場

合に、交叉点の中心のすぐ近くの外側

をまわつて右へ曲る、こういうふうに

改訂したいと存するのであります。從

いまして、実際の交通の流れといたし

ましては、こちらが進めが出来ました場

合、赤信号でありましても、このまま

づつと右側へまわつて抜ける。こうい

う方法を採用したいと思うのでありま

す。從來は、外側をまわりまして一ペ

ん待つていて、それから青の信号が出

ました場合に行つたのであります。

こういう方法になりますと、車の通行

が非常に円滑になるわけであります。

交差点を通り抜けます時間も少くなり、

まするし、交差点全体といたしまして、

一時にたくさんの交通量が集積すると

いうことがなくて、右に曲る車が早く

曲れるという利点がござります。従い、

まして、これは車を運転いたします側

から申しますと、むしろ非常に都合の

いい規定に改正になるのでございまし

て、従いましてその反面に道路の横断

歩道を横断いたしております歩行者に

とりまして、多少苦痛を感じるという

ことにならざるを得ないのでございま

す。こちらが赤信号の場合であります。

交通の順位、たとえば右に曲ります

車が、横断歩道を歩行しております

歩行者を妨げないようこれをつけ抜

ましての御説明は以上でござります。

○鶴野委員 質問に入ります前によ

りお尋ねいたいことは、先

ほどの大臣の御説明によりますと、

各國の例でも大部分は右側通行である

というようなお話をありました。

國の例では、その右側通行はやはり全

く通じておるのでありますか。

あるいはニューヨークとかロンドンと

かバリとかベルリン、そういうふたよ

う大都市はそういう制度になつてお

けれども、いかの道までも含んでお

るかどうかというような実例をちよつと知らしていただきたい。

それからその次は、日本における道

路交通取締法といふものは、道路とい

う道路は全部これが取締りの適用にな

つておるかどうか、あるいは一定資格

以上の道路に対してのみ、この取締り

が適用になるのであるか。それから運

轉免許の試験をする者は大体たれであ

るか。この三点をちよつとお伺いした

いと思います。

○権田國務大臣 第一点の点だけお答

え申し上げます。実はアメリカなどで

は車は右、人間は左ということになつ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

この法律の適用の対象にいたしておる

のでございます。

それから第三点の自動車運転手の試

験並びに免許の問題でございますが、

自動車運転手の試験をいたしますの

は、都道府県の公安委員会、または内

閣總理大臣の指定したものというう

いと思ひます。

○権田國務大臣 第二点の点だけお答

え申し上げます。実はアメリカなどで

は車は右、人間は左ということになつ

ております。日本では車の方をとどめ

ております。日本では車の方をとどめ

おります。日本では車の方をとどめ

おります。日本では車の方をとどめ

おります。日本では車の方をとどめ

おります。日本では車の方をとどめ

おります。日本では車の方をとどめ

おります。日本では車の方をとどめ

律が改正されまして、左側通行になる

ということになりますれば、いわゆる

朝令暮改の標本みたいなものになります

して、民衆はさぞかし迷惑するのではな

かろうかと思うのであります。現に

福岡市のときは、電車のいろいろな

バスやピラ等には、まだ右側通行

ということが載つております。しかし

実際は左側通行になつておる。それが

また今度は焼き捨てるようななどラが出

て来るということになりまして、民衆

は実に奔命に疲れるというようなこと

になります。せぬかということを心配する

あります。しかし右側通行の問題

は、一利一害、必ずしも絶対的でなけ

ればならぬとは私は考えておりませ

ん。はたして今日右側通行でよいか、

左側通行でよいかということは、大局

的に判断すべき問題だろうと思うので

あります。ことにこの問題は、道路の

種類と申しますか、あるいは構造と申

りますが、大体右側、左側の問題は、一利一

害の問題で、どちらから見てもしり

りりくつのあることだろうと思いま

す。私が日本における左側通行の沿革

というものについて聞いたところによ

りますと、日本人は昔から刀をさして

おる関係で、人の右に出れば抜打ちさ

れる。從つて左に／＼と寄る。自己防

衛のために左側を通るようになつたの

ことがあります。それと左側を通るよ

ういうことを聞いております。それ

が何百年にわたる傳統の結果、日本人

は黙つておれば左を歩くというふうに

習慣づけられておるということを聞い

ております。進駐軍が進駐されて、一

西洋の道路のように、坦々たる道路は

なかの道は右側にしようとか、左側に

しようと申しますが、何としても逆行で

あります。

しかしながら必ずしも人道、歩道

では左側通行にかえておるような状況

であります。このたび、また新しく法

を東京のまん中のように区別する必要はない。何とか線を明示さえできればけつこうあります。そういうような方法をとることが、まず対策として大事な問題ではなかろうかというふうに存するのであります。これらの点について道路取締法ではたしてそこまで考えられるかどうか。

それからもう一つお尋ねいたいのは、今日の道路取締りの実際は、取締官が交通違反者をつかまえて、道のまん中で、交通を止めているというようなことを、われへどこへ行つても見る実情であります。それががえつて交通妨害になつていて、こういうよ道路交通妨害の対策を考えるようの方面で行くべきであつて、わやみやだらえども、われへどはただちに改正しなければならぬと思いますけれども、一利一害の問題を、ただ單にりくつの上から行つて、しかもそのりくつが、歐米の道路のような大きな道路に行われる例をもつて、ただちに日本にあてはめようなことはいかがかと存するのであります。この辺についての御見解を承りたいと考えるのであります。

○権員國務大臣 今御質問の一、二の点についてお答えいたします。徳川時代のはちよつとお記憶運いかと思います。あれは封建時代の話ですけれども、武士は抜打ちがきくから、右を通らなければいけないということになつたわけで、左を通ると抜打ちがきく

が、右を通ると抜打ちがきかないから徳川時代の武士の階級では右にされたようなわけで、右と左とちよつと違つたと思います。これは余談でされども、現在でも進駐軍方面では皆右小まわりをやつしているのですが、一、三の県でやりましたのは、どうもその縣だけじや困るからというので、二、三箇月くらいでたいていやめましたけれども、進駐軍方面ではなれておつたので、右小まわりでやつたといふようない状態で、現在も、先日私戸、大阪方面へ参りましたときによつておりました。また横浜でもやつておつたところ、やはりやつて見ましたところ、日本人の車だけが待つておつて、車がふえて、急ぎの者は歩行の方がいい。自動車は遅いというロンドンのような状態が現出されるおそれがあるのです。車がふえましたし、だん／＼これから車の轉覆、それによる自転車を使用しておる者、あるいはぶつけられた者のけがといふものは、おびただしい数であります。自転車事故による自転車の轉覆、それによる自転車を使用しておる者、あるいはぶつけられた者のけがといふものは、おびただしい数であります。車道を歩いておる人間が多いことは、車道を歩いておる人間が多いことでも、この間氣をつけて見ましたところ、まだ横浜でもやつておつたところ、やはりやつて見ましたところ、いまわつた方がよからうといふよう考へをつております。

それから人道、車道を区別すると、お説通りやはりいかがへ行きますと、道へばいに人間が歩いておつて、実際まん中を歩けない状態ですが、これはやはり向い合えば、車が向うから来るなどと、端へよけることできます。そうでないと、急にびっくりして、飛び上つたといふようなお嬢さんなどを、すいぶん見るのは、ああいうようなことがなくなるだろ。人道、車道を区別することは理想的で、それは費用が非常にかかるし、國民の負担になることであるし、現在においては資材その他の關係で実行できない。ですから、しばらくの間この点はあとまわしにして、歩き方だけ直したいということでありますと、急に改正しなければならぬ

いから、その点非常に混乱があると思ひますけれども、当事者として十分に交通機関として非常におびただしい数に上つておるのであります。われへども人がなれるよう、布告なりその他の方法をとることにしまして、この方法が自転車に乗つて最も危険に感ずることは、車道を歩いておる人間が多いこと、車がふえて、急ぎの者は歩行の方がいい。自動車は遅いというロンドンのような状態が現出されるおそれがあるのです。車がふえましたし、だん／＼これから車の轉覆、それによる自転車を使用しておる者、あるいはぶつけられた者のけがといふものは、おびただしい数であります。車道を歩いておる人間が多いことは、車道を歩いておる人間が多いことでも、この間氣をつけて見ましたところ、まだ横浜でもやつておつたところ、やはりやつて見ましたところ、いまわつた方がよからうといふよう考へをつております。

それから人道、車道を区別すると、お説通りやはりいかがへ行きますと、道へばいに人間が歩いておつて、実際まん中を歩けない状態ですが、これはやはり向い合えば、車が向うから来るなどと、端へよけることできます。そうでないと、急にびっくりして、飛び上つたといふようなお嬢さんなどを、すいぶん見るのは、ああいうようなことがなくなるだろ。人道、車道を区別することは理想的で、それは費用が非常にかかるし、國民の負担になることであるし、現在においては資材その他の關係で実行できない。ですから、しばらくの間この点はあとまわしにして、歩き方だけ直したいということでありますと、急に改正しなければならぬ

もさることながら、自転車というものが改訂案は、大体実情に即したもので、特に人、車道の区別のない今日の交通事故の発生の実情から言つても、最も

改訂案は、大体実情に即したもので、特に人、車道の区別のない今日の交通事故の発生の実情から言つても、最も

改訂案は、大体実情に即したもので、特に人、車道の区別のない今日の交通事故の発生の実情から言つても、最も

改訂案は、大体実情に即したもので、特に人、車道の区別のない今日の交通事故の発生の実情から言つても、最も

停止を受けている者のある者七号に、「第一号から第五号までの」に該当する管理者を置く者などのことが書いたりまして、これらの者に対しては営業を許可しない。こういうふうに規定してあるのであります。これは憲法第十四条の「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」これの違反にならないか、こいつのことをまずお聞きしたいのであります。申しますのは刑を受けて三年たたない者、あるいはこの法律に関係のあるようだ、たとえば破廉恥罪でない他の法で罰金以上を、三年間に二度受けた者、それに対して改悛の情のない者にはやらない。今道路交通取締法案が出て審議中であります。が、政府委員の説明でも、この法律に違反して、ちょっと車道を歩いたりして罰金をとられたような人間でも、この第四條の規定によりますとひつかかるわけあります。破廉恥罪を犯して古物営業の取締りの対象になるような範囲内に交通事故、あるいは交通取締りに違反するというような、まあだれにもあります。が、だれにも恥しくないような犯罪がちな、そしとして犯罪というのにつき思いますが、全然違うでない、交通事故があるから犯罪であるとしたとき以外には、許可しない、ということになつた人間は、現行の刑罰の觀念から申しますと、すでにそれは社會的にも、法律的にも罪は消えてしまつて、

一人前の、いわゆる青天白日のからだになつておるのであります。これによつて他の者と差別されるはずがないと思つてあります。にもかかわらず営業を許可しない。こういうふうに規定してあるのであります。これは憲法第十四条の「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」これの違反にならないか、こいつのことをまずお聞きしたいのであります。申しますのは刑を受けて三年たたない者、あるいはこの法律に関係のあるようだ、たとえば破廉恥罪でない他の法で罰金以上を、三年間に二度受けた者、それに対して改悛の情のない者にはやらない。今道路交通取締法案が出て審議中であります。が、政府委員の説明でも、この法律に違反して、ちょっと車道を歩いたりして罰金をとられたような人間でも、この第四條の規定によりますとひつかかるわけあります。破廉恥罪を犯して古物営業の取締りの対象になるような範囲内に交通事故、あるいは交通取締りに違反するというような、まあだれにもあります。が、だれにも恥しくないような犯罪がちな、そしとして犯罪というのにつき思いますが、全然違うでない、交通事故があるから犯罪であるとしたとき以外には、許可しない、ということになつた人間は、現行の刑罰の觀念から申しますと、すでにそれは社會的にも、法律的にも罪は消えてしまつて、

は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、市場又は第十九條のセリ賣の場所に立ち入り、古物庫等を検査し、関係者に質問することができる。」こういうことが規定されています。それから地方税法改正案の第四十五條の六には「道府県徵稅吏員又は市町村徵稅員が財産を差押さえます。それから地方法政正に重大なことではあります。私ども日本国民が長い間のいろいろな苦しみを経たのちに、御承知のように大きな國家を破滅させるような大戦争の経験を経たのちに、やつと確立した近代的な民主的憲法でありまして、これはいかなる困難があつても、どこまでも守つて行く義務が私どもにはあると思うのであります。しかしにどういふうならない、この法律の点で、知らずく制限されてこわされて行くことになります。ましては非常に残念でありますので、この点法務總裁としてのお考えをお聞きたいのであります。これが第一点であります。

次はやはり憲法上の問題であります。これは、つまり盗品があつたり窃盜を検査したりする必要から、古物商に対する検査が憲法第十四条の問題と申します。これは、たゞいまお話を聞いて、第三者についても、また、同様とすべき、又は第三者が滞納者の財産を隠匿している疑がある場合において、その第三者についても、また、同様としましては非常に残念でありますので、この点法務總裁としてのお考えをお聞きたいのであります。これが第一点であります。

次はやはり憲法上の問題であります。これは、つまり盗品があつたり窃盜を検査したりする必要から、古物商に対する検査が憲法第十四条の問題と申します。これは、たゞいまお話を聞いて、第三者についても、また、同様としましては非常に残念でありますので、この点法務總裁としてのお考えをお聞きたいのであります。これが第一点であります。

次はやはり憲法上の問題であります。これは、つまり盗品があつたり窃盜を検査したりする必要から、古物商に対する検査が憲法第十四条の問題と申します。これは、たゞいまお話を聞いて、第三者についても、また、同様としましては非常に残念でありますので、この点法務總裁としてのお考えをお聞きたいのであります。これが第一点であります。

次はやはり憲法上の問題であります。これは、つまり盗品があつたり窃盜を検査したりする必要から、古物商に対する検査が憲法第十四条の問題と申します。これは、たゞいまお話を聞いて、第三者についても、また、同様としましては非常に残念でありますので、この点法務總裁としてのお考えをお聞きたいのであります。これが第一点であります。

の側におきましても、いろいろな現在の状態からいたしまして必要である。こういう規定を設けなければ、どうでもいい徴税あるいはその他の行政を完全に実行できないという建前からであります。この規定のみを私は責めるわけに行かないと思うのであります。政府の行政官吏の側においても、またこれを受ける國民の側においても、またこれを受けたる國民の側においても、さらに同じくこの法律を、かような規定を発する事態があるのでないかと憂うるのであります。問題は結局官吏の側においても、國民の側においても、さらに一層不斷の訓練を積み、教育を高め、知性を高め、そうしてこの法律を完全に運用するような状態に至らなければならぬと思うのであります。政府といたしましては直接の責任者でありますから、もちろん行政に当たります者の素質を向上せしめ、これを訓練し、さらにその監督を十分にいたしまして、この法律をしてあくまであやまつてしまして非常な努力と決意を必要とするのであります。むろんそれらの点においては、実は行政を簡素化しつつ、その能率を大いにあげたい、そうして立派なる官吏をもつて行政を運営して行きたい、こういう考え方を持つて実は事に当つておるのであります。御心配の点は重々私どもも了解ができるのであります。今後は一層の努力をいたしまして、それらの点について万端懲なきを期したいと思うのであります。もちろん法律を実行いたしまして、いろいろと欠陥も出て参るであります。また必要な、不十分な点も発見して参

りましよう。それらは今後皆さんの御協力によりましてこれを訂正し、改善して行くことは、もちろんやぶさかではないのであります。

○久保田委員 法務総裁も御承知のことと思いますが、古物營業取締り法の第一條の中に、この法律において古物とは、一度使用された物品、もしくは使用されない物品で使用のために取引されたというがあるのです。

これについてこの間からいろいろ伺っておりますが、はつきりしながら検察当局をしてよく慎重に研究させまして、実情に即した、法の精神にそむかないような解決をさせるはかないと考えます。一々ここで今の問題に

お話しで参ると思います。それはもしもお話をごとく検察の手に移りました

非常にこまかいことでありまして、私にかかる問題でございまして、私は古物の定義を第一條のようになります。他の配給統制の規則定めであります。他の配給統制の規則受けるということは、実は全然別個の問題でございまして、今お詫のよう

いとしてお答え申し上げたのでございましたが、結局古物營業取締法におきましては、古物の定義を第一條のようになります。

うと思います。いろいろな法律が競合いたしますから、その間に矛盾もございましょうし、「見調和のとれない問題も出で参ると思います。それはもうお話をごとく検察の手に移りました

が、これはどう考へても不當だ、そこで更正決定を願んでみる。地方税の場合はかかるべく訂正方を申出する。そろ

う間でも差押えができる。しかも競買もできるという建前になつていています。ところが最近では税金が非常に過重でありますから、あれからもこれが申しあげかねるのではないかと思ふ。一々ここで今の問題に

おきました。私はきのう申し上げたの

で、先日も長官から答弁をいたしました。

したように、若干不自然な点もござい

ますので、衣料品配給規則の問題といたしまして研究をいたしたいとい

うことで考へるべき問題でございま

すので、衣料品配給規則をいかにするかとい

は國民全体を憲法の基本的な人権の立場から、その利益を守つて行く。これをやはりどこまで守るという立場に立ちたいと思うのであります。そうすると、この古物営業取締法案という問題で言えば、許可の問題、立入り及び調査の問題、あるいはまた地方税法改正の問題で言えば、財産の検査といふような條項は、そういう実際の立場から見ると、憲法のもとにほつきりと保障されている基本的人権の侵害になる。この点について國会が侵害になるとおもうならばそうでない、というようないと言つならば、それは法務省改定の考え方でなく、法務総裁として、なるほどそうだ。これはやはり直すべきだ、というお考へを持つていらつしやるが、こうやつていいのだ。こういうふうにして國民を苦しめてもいいのだ。それで憲法に反しないのだというお考へかどうか。それをはつきりお答えしていただけばいいのです。

○殖田國務大臣 谷口君のお話をまつまでもなく、憲法の精神に違反するよ

うな法規は、断然それを改むべきであります。ただ、具体的の問題になりました法律は、必ずしも憲法には違反しておらぬ、こう考えるということを申し上げたのであります。しかし今後の運営において、この具体的の問題になりました法律は、必ずしも憲法には違反するものが多數存在し、また将来も出て来ると思うのであります。それらに命等において、憲法違反の疑いのあるものは、私法務総裁といつしまして十分に研究をいたしまして、憲法の精神に違反しないように、またもし違反とはほつきり思われるものがあるなれば、この改正を提議いたしました、

だんぐりに直して行く。こうしたことなどは私も今日決意をいたしておるのであります。政府においても、もちろん憲法の精神に反するような法規を、そのまま存続せしめる意は毛頭ございません。なるべく政府としても憲法の精神に最もよく合致するよう、法務を直して行きたい。これはもうその考

えに毛頭間違いはないのです。も

したまいま谷口委員のお話のごときなどがございましたならば、どうぞお

づしやつていただきますれば、それに

ついて十分傾聽いたしまして、研究を

続けまして、何分の措置を講ずるにや

ぶさかではないのです。

○門司委員

総裁がお出になつてお

りますので、お聞きしたいと思いま

す。実は先ほど谷口君からお話をあ

りましたし、他の委員からもお話をあ

りましたと思いますが、差押えの條項がこ

の地方税法の中にあります。四十五

条に一切の検査権が與えられておりま

す。憲法の三十五條を見ると、司法権に基く検査権は許されておりますが、行政権に基く検査権があるかどうか、これはどういうふうに御解釈になつておるか、これはきわめて重要な問題であります。行政権に基く検査権について、むろん証拠のあつた場合に、司法官が令状をつたと思いつます。そこで、おなじみの法規がお出になつておきましても、それが谷口君からお話をあつたときに御解釈になつておられるので、お聞きしたいと思いま

す。そこでお尋ねしますが、先ほどの方

は、お互いに独立のものである、こう考へておるのであります。それでは、

地方税法第四十五條の六が、憲法の精

神に反するではないかというお話をあ

りましたので、憲法の精神には反しま

せん。これは徴税の必要から、かよう

つかかりますから、危険であります。ここで一應あなたの方の御解釈を聞いておきまして、それが速記録にはつきりしておりますれば、あと取扱いは非常に樂になるのであります。法律の中に明記しなくても、この取扱いはこうすべきだという御解釈がつけば、非常に明朗になるのであります。それが明朗になりますと、業者に迷惑をかけ、同時に國民に迷惑をかけるようになりますから、その点を渠はお聞きしたのですけれども、今の法務総裁の御意見が、どうもこれを全部認めるわけにも行かぬというような御解釈になりますと、ちょっと困ると思うのです。

○殖田國務大臣 そういうわけではない。解釈は一應は政府委員より申し上げた通りの解釈なのであります。しながらそれにもまだなん／＼と疑惑を生ずるというお話をありますから、それはもう實際の具体的の場合处置するはか道がありませんということを申し上げたのであります。

○川西委員長代理 午前の審議はこの程度にして、一旦休憩をしたいと思いまます。なお午後三時から再開することにいたします。

午後零時五十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕